

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第111号	
事故等種類	衝突（灯浮標）	
発生日時	平成21年3月10日 12時31分ごろ	
発生場所	備讃瀬戸南航路第8号灯浮標	
事故等調査の経過	平成21年4月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 ^{とうこう}東光丸、440トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 136204、株式会社共同海運、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p>	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	右舷船首にペイント剥離 備讃瀬戸南航路第8号灯浮標 凹損	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、針路約062° 速力約12.5ノットで自動操舵により香川県丸亀市沖を航行中、平成21年3月10日12時31分ごろ、備讃瀬戸南航路第8号灯浮標に衝突し、その約5分後に海上保安部に連絡した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風速 約9～10m/s、視界 良好 海象：潮流 約1.4knの東北東流	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、航行中、前路の適切な見張りを行わなかったものと考えられる。 船長は、本船の左舷正横少し前を航行している追い越し態勢の同航船の動向が気になっていた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が丸亀市沖の備讃瀬戸南航路を航行中、前路の適切な見張りを行わなかったため、灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。	